

ウクライナ情勢を悪用した詐欺に関する注意喚起

2026年6月17日
在ポーランド日本国大使館

ウクライナ情勢を悪用し、恋愛感情や親近感、同情を抱かせた上で金銭をだまし取る詐欺（ロマンス詐欺）に関する複数の相談が寄せられています。手口は多様化していますので、十分に注意してください。

一度も直接会ったことのない人から、SNS等を介し何かを行うための資金援助に関する相談があった場合、すぐに送金をせずに家族や友人等の親しい人や警察、現地の日本大使館・総領事館に遠慮なくご相談ください。

【事例1】

日本国籍者または他国籍者と称し、ウクライナで「医師」や「国連関連の仕事」をしているが、ウクライナで負傷したため日本へ帰国・渡航したいが、経由地であるポーランドにおいて怪我が悪化したため、治療費や渡航費等を支弁してほしいと相談されている。

【事例2】

ウクライナ国籍と称する人物からウクライナから日本へ緊急避難するため身元保証人になってほしいとの相談があり、当館にて査証を申請するため、高額な査証の申請費用、領事窓口の予約費用、渡航費用等を請求されている。

※以下のホームページ等もご参照ください。

○特殊詐欺事件に関する相談窓口のお知らせ（外務省）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2025C015.html

○特殊詐欺特設ページ（警察庁）

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/sos47/case/sns-romance/romance/>

【当館連絡先】

在ポーランド日本国大使館

領事班

TEL: +48 22-696-5005（領事班直通）

E-mail: cons@mofa.go.jp

（土日・休館日を除く 9:00～12:30、13:30～17:00）